様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

大村市長　様

大村市移住支援金交付申請書

大村市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付を受けたいので、大村市補助金等交付規則第５条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | 　 | 生年月日 | 　　年　　月 　日 |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒　 | 電話番号 |  |
| メールアドレス | 　 |

２　移住支援金の内容 (該当する欄に○を付け、２人以上の世帯の場合は人数を記入してください。)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世　帯 | 単身世帯 |  | ２人以上の世帯 |  | 同時に移住した世帯員の人数（１の申請者は含まない。） | 人 |
| 上記世帯員の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
| 種　別 | 就業 |  | 創業 |  | 専門人材 |  | テレワーク |  | 関係人口 |  |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙「移住支援金誓約事項」に記載された内容について | Ａ 誓約する。 |  | Ｂ 誓約しない。 |  |
| 移住支援金の交付申請日から５年以上継続して大村市に住所を有する意思について | Ａ 意思がある。 |  | Ｂ 意思がない。 |  |
| （就業、専門人材又は関係人口（別表第２の１）の場合に記載）５年以上継続して勤務をする意思について | Ａ 意思がある。 |  | Ｂ 意思がない。 |  |
| (就業の場合のみ記載)対象法人の代表者その他経営を担う者との関係 | Ａ ３親等以内の親族に該当しない。 |  | Ｂ ３親等以内の親族に該当する。 |  |
| （創業の場合のみ記載）創業をする意思について | Ａ 意思がある。 |  | Ｂ 意思がない。 |  |
| （テレワークの場合のみ記載）大村市への移住の意思について | Ａ 自己の意思である。 |  | Ｂ 勤務先からの命令である。 |  |

※　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転入前の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒　 |

５　勤務履歴※

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勤務期間（年月日～年月日） | 勤務先名称 | 勤務先所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　東京圏の市町村（条件不利地域を含む市町村を除く。以下同じ。）に住所を有していた場合において、転入をする直前の１０年間のうち通算５年以上、東京都の特別区内へ通勤していた当該勤務履歴を記載してください。なお、東京都の特別区内に通勤していたこと及び当該雇用保険の被保険者であったことを証明する書類の提出が必要となります。

６　通学履歴※

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間（年月日～年月日） | 大学等名称 | 大学等所在地 |
|  |  |  |

※　東京圏の市町村に住所を有し、かつ、東京都の特別区内の大学等に通学していた履歴を記載してください。なお、東京都の特別区内に通学していた期間を証明する書類の提出が必要となります。

７　移住後の勤務状況（テレワークの場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先名称（所属部署） | （　　　　　　　　　） |
| 勤務先所在地 | 〒 |
| 通勤頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度／ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（別紙）

移住支援金誓約事項

１　市から、移住支援金に係る状況の報告を求められた場合は、それに応じます。

２　次に掲げる場合には、県の移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領第５の１の(2)及び大村市補助金等交付規則第２０条の規定に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を移住支援金の額に乗じて得た額を市に返還します。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるとき。　１０分の１０

ア　虚偽の申請等をしたとき。

イ　移住支援金の申請日から３年未満で本市から移住支援事業を実施していない長崎県内の市町又は県外の市町村に転出したとき。

ウ　移住支援金の申請日から１年以内で当該申請に係る勤務先に勤務する者でなくなったとき。

エ　県の創業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 移住支援金の申請日から３年以上５年以内に本市から移住支援事業を実施していない長崎県内の市町又は県外の市町村に転出したとき。　２分の１

(3) 移住支援金の申請日から３年未満で本市から移住支援事業を実施している長崎県内の市町に転出したとき。　４分の１

(4) 移住支援金の申請日から３年以上５年以内に本市から移住支援事業を実施している長崎県内の市町に転出したとき。　８分の１

(5) その他この要綱及び県要領の規定に違反したとき。　市長の定める割合

３　移住支援事業の実施状況の報告等のために必要がある場合は、申請者の個人情報を市が国及び県に提供することに同意します。

４　移住支援金の交付に当たり、市が住民基本台帳の情報及び市税の納付状況を確認することに同意します。